

院内がん登録情報の二次利用について（オプトアウト）

院内がん登録情報は、国立がん研究センターに提出することが法律で義務づけられています。提出について本人の同意は必要ないとされていますが、その二次的な利用については拒否（オプトアウト）の機会が提供されています。

オプトアウトとは、診療で得られた情報を研究などで利用することを本人の求めに応じて拒否することです。あらかじめ本人に対して個人データを第三者提供することについて通知または認識し得る状態にしておき、本人がこれに反対をしないかぎり同意したものとみなしますが、オプトアウトの申請があった場合は二次利用いたしません。

オプトアウトを申請した場合の患者様への診療に影響はありません。